

〇〇. 令和5年工事設計労務単価に係る特記仕様書

1. 本工事は、令和4年度工事設計労務単価により予定価格を算出しており、契約締結後に令和5年3月から適用している工事設計労務単価による請負代金額の変更協議請求ができる特例措置の対象工事である。

